

令和3年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第53号	議案名	専決処分について〔琴浦町税条例等の一部改正について〕			
目的	地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)等が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、琴浦町税条例の一部を改正する。					
内容	<p>主な改正点は次のとおり</p> <p>1 固定資産税</p> <p>(負担調整措置の延長) 価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置について、適用期限を3年延長し、令和5年度までとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた土地の課税標準額の据置) 令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く。</p> <p>(下落修正措置の継続) 商業地及び住宅用地について、地価が下落し課税上著しく均衡を失すると認められる場合は、下落修正できる措置を令和5年度まで継続する。</p> <p>2 軽自動車税</p> <p>(環境性能割の税率区分の見直し・臨時的軽減の延長) ・新たな燃費基準(2030年度基準)の下で、税率区分を見直す。 ・環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>(グリーン化特例の見直し) 種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、対象区分の重点化及び基準の切り替えを行い、適用期限を2年延長する。</p>					
補足事項	1 専決処分日 令和3年3月31日 2 施行日 令和3年4月1日					

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自家用乗用車

〔改正前〕（令和元、2年度）

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車・ LPG車	2020年度基準 +20%達成			1%	1%
	2020年度基準 +10%達成				
	2020年度基準 達成				
上記以外		3%	2%		

〔改正後〕（令和3、4年度）

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税		
クリーンディーゼル車・ ハイブリッド車・ LPG車	2030年度基準 85%達成			1%	1%
	2030年度基準 75%達成				
	2030年度基準 60%達成				
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%		

注 改正前・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

（参考）環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】

自家用乗用車

〔改正前〕

軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成		25% 軽減

〔改正後〕

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすること
について令和元年度税制改正で法制化済

注 改正前・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。